

議案第45号

財産の取得について（大型モニター等の購入）

次のとおり、財産（大型モニター等）を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに交野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1. 取得する財産 大型モニター及びモニタースタンド
2. 契約の方法 制限付一般競争入札
3. 契約金額 27,500,000円（消費税額を含む。）
4. 契約の相手方 大阪市西区江戸堀1丁目18番11号 小谷ビル
株式会社日本ビジネス開発
執行役員 西日本ソリューション販売本部 本部長 内村 融

令和6年6月4日提出

交野市長 山本 景